

# 救護施設における個別支援計画の 作成状況について

第18回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

社会福祉法人みなと寮  
救護施設こうせいみなと  
施設長 前嶋 弘

## この報告について

救護施設は、わが国におけるセーフティネット施設です。

障害のある人（障害を重複して持つ人を含む）、依存症の人、ホームレスの人など、多様で複合的な課題を持つ人で、他法施設を利用できなかったさまざまな方が利用されています。

こうした、多様なニーズを持つ方の日常生活を支え「自立」を支援する時、鍵になるのが「個別支援計画」です。救護施設では個別支援計画を作成し、これに基づいた支援を行っています。

この報告では、まず、救護施設における個別支援計画の作成状況を報告し、続いてその結果見えてきた課題と将来の可能性についてお話しさせていただきます。

## はじめに ～憲法および法律にみる救護施設～

### 憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### 生活保護法第1条

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

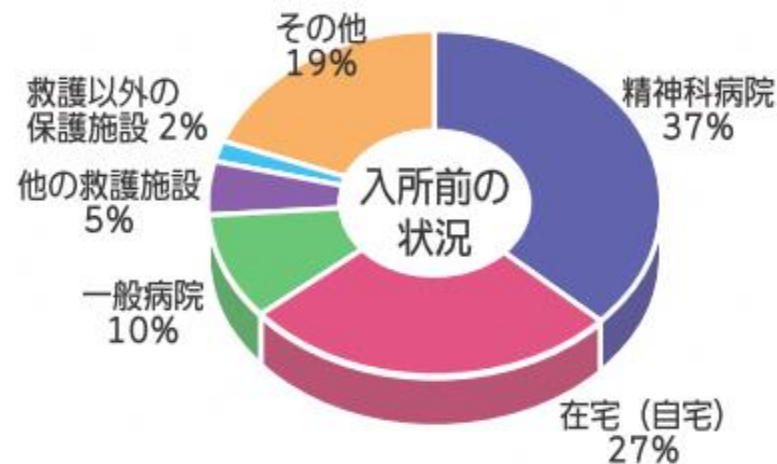
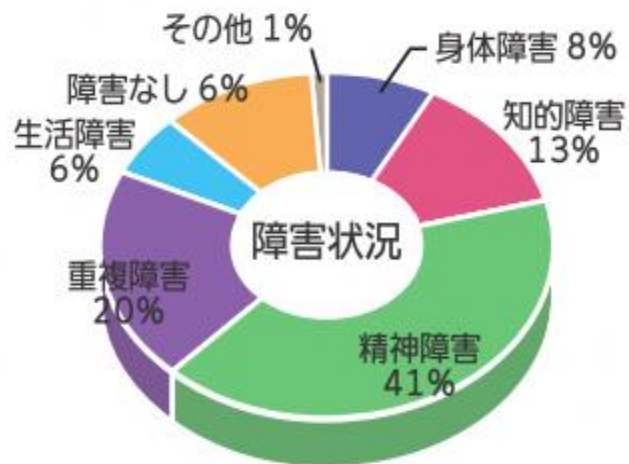
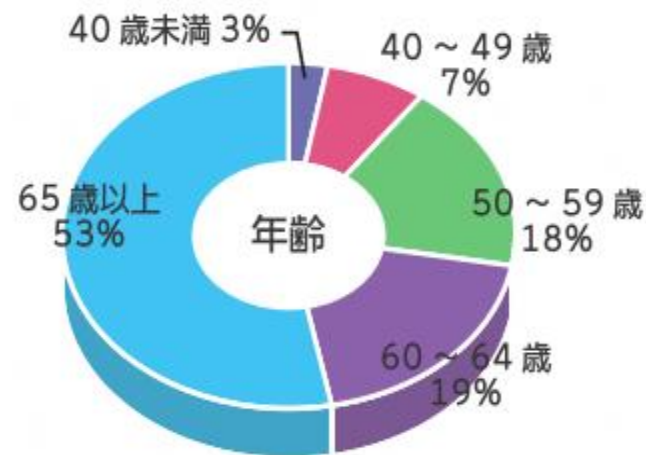
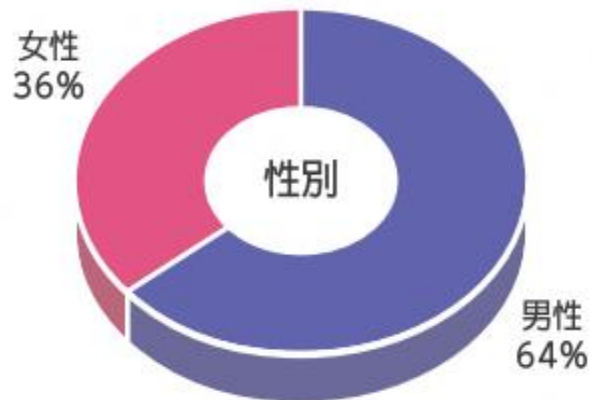
同第38条 保護施設の種類は、左の通りとする。

#### 一 救護施設

(中略)

2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。(以下略)

## はじめに ～救護施設利用者の状況～

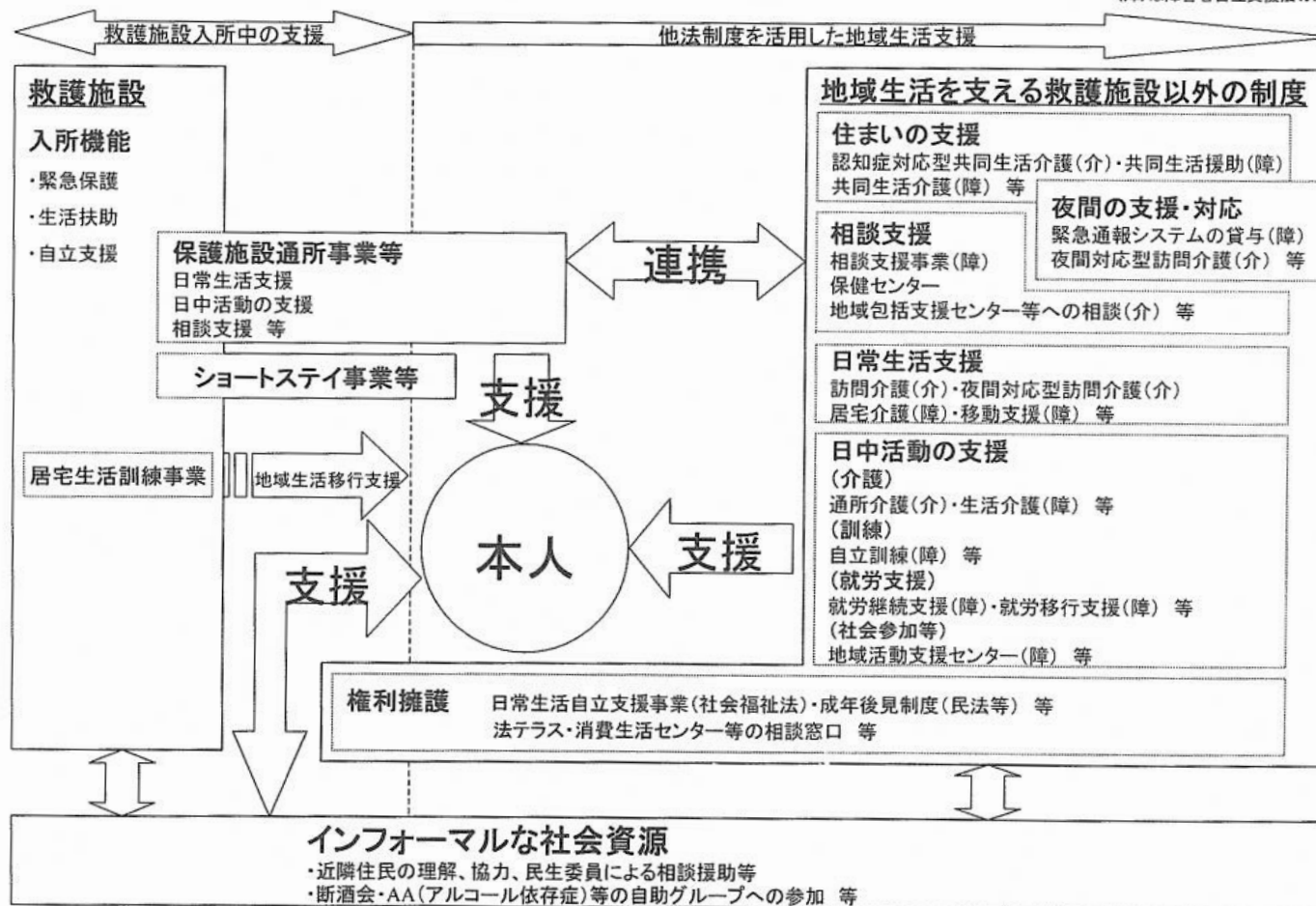


※全救協HPより

## はじめに ～救護施設の機能強化に向けての指針～

【図1】 他制度との連携による地域生活支援

※(介)は介護保険法  
(障)は障害者自立支援法の略



- 15 -

## はじめに ～救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針～

救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に係る事業—整理表—

	カテゴリー① 救護施設の機能として制度化 されている取り組み	カテゴリー② 救護施設の機能をさらに活かす 取り組み	カテゴリー③ 地域への公益的な取り組み	カテゴリー④ 生活困窮者自立支援制度への 取り組み
フェーズA すべての救 護施設が必 ず取り組む 事業	① 一時入所事業による緊急保護支援 ② 救護施設居宅生活訓練事業による地域 生活移行支援 ③ 循環型セーフティネット施設として機 能するため、利用者の地域や他種別施 設等への移行促進	① 地域との連携による包括的相談や支 援ネットワークへの参画  【説明】法人や施設の外部にある、何らか の地域支援ネットワークへの参画 を指す	① 地域との交流および施設機能の地域 への提供  ≪例≫ ・福祉避難所としての施設機能の提供 ・社会福祉士、精神保健福祉士などの 有資格者による地域の障害者や高齢 者に対するマンパワーの提供 ・職員等による介護セミナー等の開催 ・その他、法人や施設、その地域の特 性を活かしての、さまざまな取り組 み	① 就労訓練事業（いわゆる「中間的就 労」）の取り組み（認定を受ける）
フェーズB 救護施設が 現状以上に 取り組みを すすめるべ き事業	① 保護施設通所事業による、地域生活移 行者等の生活安定にかかる居場所確保 と相談支援（サテライト方式を含む） ② 救護施設配置の精神保健福祉士による 精神障害者への支援 ③ サテライト型施設による居場所確保と 相談支援機能の強化  ◆①～③のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施	① 災害時における被災者等の支援 ② 施設退所者、生活保護受給者への自立 支援（就労、家計・生活支援） ③ 矯正施設出所者等に対する自立支援 ④ DV被害者等の保護と生活支援（緊 急一時保護等）  ◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施		① 就労に向けた生活訓練等の就労準備 支援への取り組み ② 住居喪失者に対し一定期間、衣食住 を提供する一時生活支援への取り組 み ③ 家計・生活指導を通じた生活再建の 支援 ④ 生活困窮にある子ども世帯への学習 ・生活支援 ◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施
フェーズC 救護施設が 現状以上に さらに高度 な専門性を 発揮するた めの事業		① 救護施設の運営法人による居宅生活移 行支援事業（無料低額宿泊所）・この 事業に準ずる居宅確保への取り組み	① 地域の関係施設・機関との協働によ る全世代対応型の包括的な総合相談 支援機能の拠点づくりと地域の支援 ネットワークの構築  【説明】地域における公益的活動の一環 として、さまざまな困苦を抱え る全世代の福祉ニーズを必要と する者に対し、一次的・包括的 な相談機能を有することを想定	① 地域生活困窮者に対する自立相談支 援事業の実施  【説明】生活困窮者自立支援法に基づく 自立相談支援事業、もしくはそ れに類する事業を自主的に設置 し運営することを想定。また、 これらの事業に職員を派遣して 協働で事業展開している取り組 みも該当

## はじめに ～救護施設個別支援計画書について～

### ①「救護施設個別支援計画書」 全国救護施設協議会発行

初版（第1次案） 平成15年6月発行

第2版（完成版） 平成17年12月発行

第3版（改訂版） 平成19年発行

第4版（全救協版） 令和元年5月発行

②趣旨 「救護施設における利用者の意向を尊重した支援を行うために」

③その後の地域生活移行支援や「自立」に対する社会の要請の高まりを受けて改訂を重ねる。

④多様な利用者に対応するためにオーダーメイドの計画が必要。

⑤今回は、救護施設から地域へ移行するための個別支援計画の作成状況と課題について報告。

## (1) 全国救護施設協議会（＝全救協）について

- ①会員施設...全国181施設（入所者1万6千人強）。
- ②そのほぼすべてで個別支援計画が作成され、これに基づいて支援が行われている。
- ③9割以上の施設で全救協が発行した救護施設個別支援計画の様式を使用（一部改造を含む）。
- ④今回は、全救協版「救護施設個別支援計画書」の様式を例にとって報告。



## (2) 個別支援計画書について

①救護施設では、個別支援計画を作成し、これに基づいて支援を行っている。

### ②個別支援計画の様式

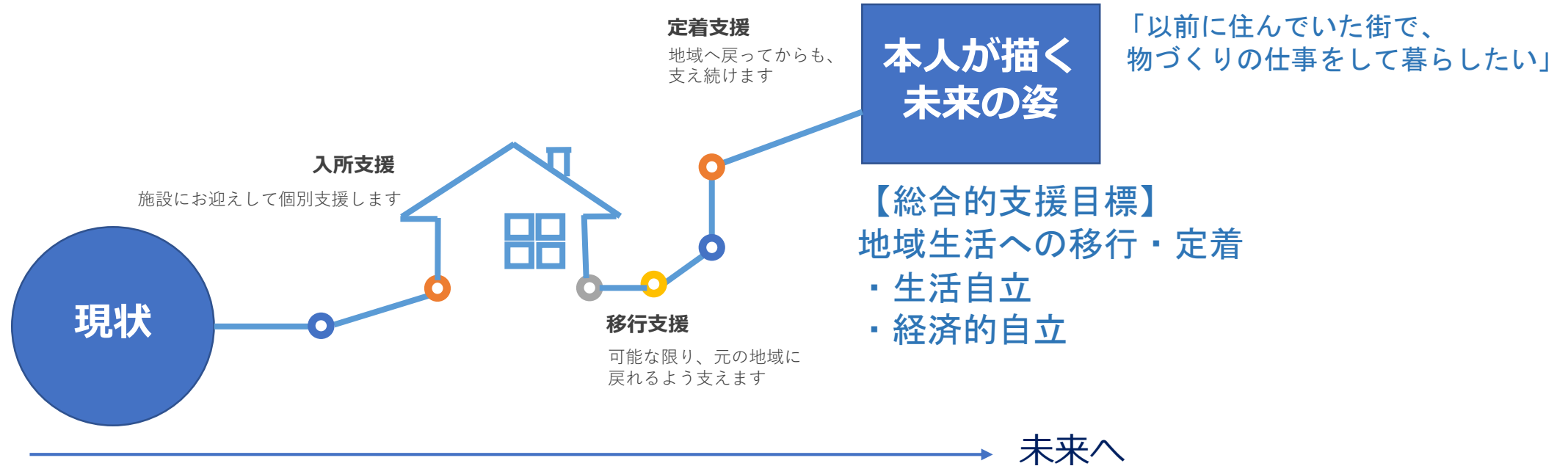
- 1 基本情報
- 2 利用者の希望・要望
- 3 アセスメント
- 4 ニーズ整理表
- 5 支援計画
- 6 モニタリング記録表
- 7 支援計画に具体化されなかったニーズ
- 8 同意書

## (2) 個別支援計画書について

### 【法律の趣旨と総合的支援目標の関係】

#### 【法律の趣旨】

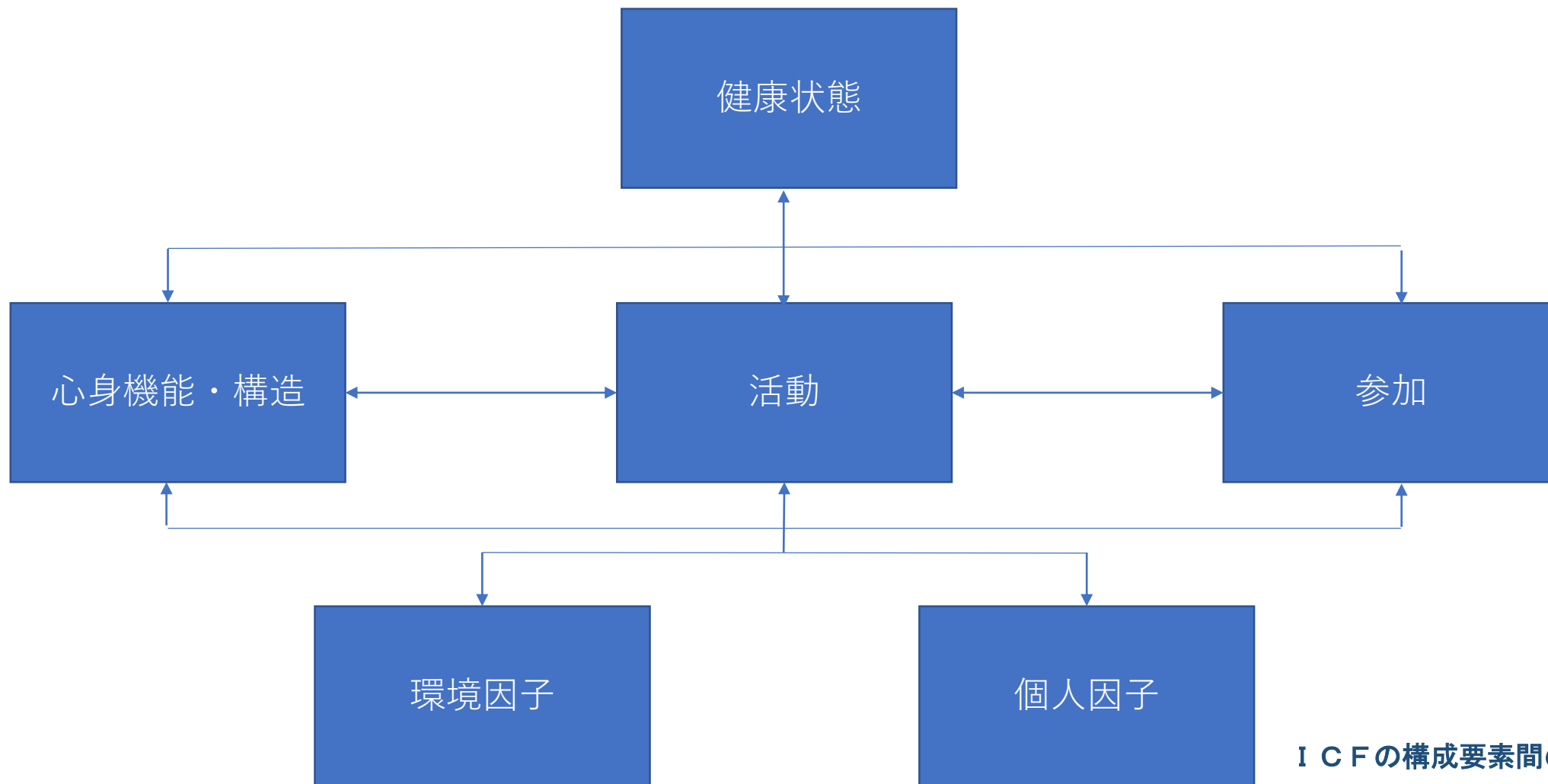
最低限度の生活を保障／自立を助長する



### (3) 利用者の希望・要望を尊重する

- ①救護施設の個別支援計画は、「2 利用者の希望・要望」で伺った希望・要望を最大限尊重する。
- ②基本的には、利用者の希望・要望＝“総合的支援目標”。
- ③利用者のデマンド（＝要求）とニーズ（＝必要）を分けて捉える。
- ④デマンドとニーズが一致しない場合は、デマンドをニーズに変換する作業を行う。
- ⑤実際には、さらに利用者の希望・要望を深掘りして、将来実現したい暮らしを聞き取る。  
誘導的にならないように気をつける。
- ⑥デマンドを切り離して聞き取るのが救護施設個別支援計画書の特徴  
「救護施設を利用される方にできるだけ寄り添いたい」という気持ちの現れ  
「利用者に個別支援計画をご自身のものだと感じてほしい」

#### (4)多様な利用者に対応できるようにICFの視点を取り入れている



## (5) 個別支援計画はバックキャストिंगで作成される

※多様な利用者に対応するために

**バックキャストिंग (Back casting)**  
目標実現のためになにができるか

**未来像**

目標とする未来を描き、  
そこから逆算して到達  
する方法を考える。

**【総合的支援目標】**

**【個別支援計画】**



**未来像？**

現状を出発点として、  
未来像を描く。

**フォアキャストिंग (for casting)**  
現状から何をするのか

**現状**

未来へ

## （６）福祉事務所との連携の実態

- ①個別支援計画作成の初段階で、福祉事務所が設定した当面の支援目標を確認。福祉事務所の判断を踏まえて救護施設が希望・要望を聞き取り、アセスメントを行って、支援計画を作成するという流れ。
- ②一方、救護施設から福祉事務所への情報や意思の還流は、ケースワーカーと施設の職員で個別に行われている状態。必ずしもシステムティックにはなっておらず、その確立が課題。
- ③救護施設、福祉事務所間の連携は、利用者支援のためにぜひ必要なこと。安定して行うためには制度化も必要か。

（7）通所事業の地域枠の柔軟な対応（拡充）により、地域の生活保護受給者への支援が可能となる

- ①地域の生活保護受給者の中には「一定の支援があれば地域生活を継続できる方」が存在。
- ②このうち、比較的軽度の方は、地域住民の支援と生活困窮者自立支援制度の多機関連携で対応可能。
- ③一方で、「手は放すけれども、目は放さない」レベルの支援が必要な方は、保護施設通所事業を活用することで地域生活が維持できるのではないか。
- ④しかし、これを行うにも、保護施設通所事業のいわゆる地域枠が埋まっている状態。
- ⑤保護施設通所事業の運用を柔軟にして、福祉事務所と救護施設が個別支援計画に基づいた支援を連携して行えるようにしてはどうか。
- ⑥このためには個別支援計画書の様式を若干変更する必要がある。

(8) 救護施設は、地域の生活保護受給者等への経済的自立支援も可能である

- ①個別支援計画で、「経済的自立支援」が支援目標として設定される場合がある。
- ②これを受けて、救護施設では、就業に向けた相談支援を行っている。具体的には、
  - ・就業に向けた相談、ハローワークへの同行、生活困窮者自立支援制度の相談窓口への取り次ぎ等
  - ・実際の就職活動の支援として、履歴書の作成について助言、面接試験の訓練等。
  - ・さらに、採用試験当日に着用する洋服や靴などの貸し出しなども行っている。
- ③今のところ、対象はほとんど保護施設通所事業の利用者（利用を終了した方にも）。
- ④今後は、地域の生活保護受給者等の方にも同様の支援を行うことが可能。



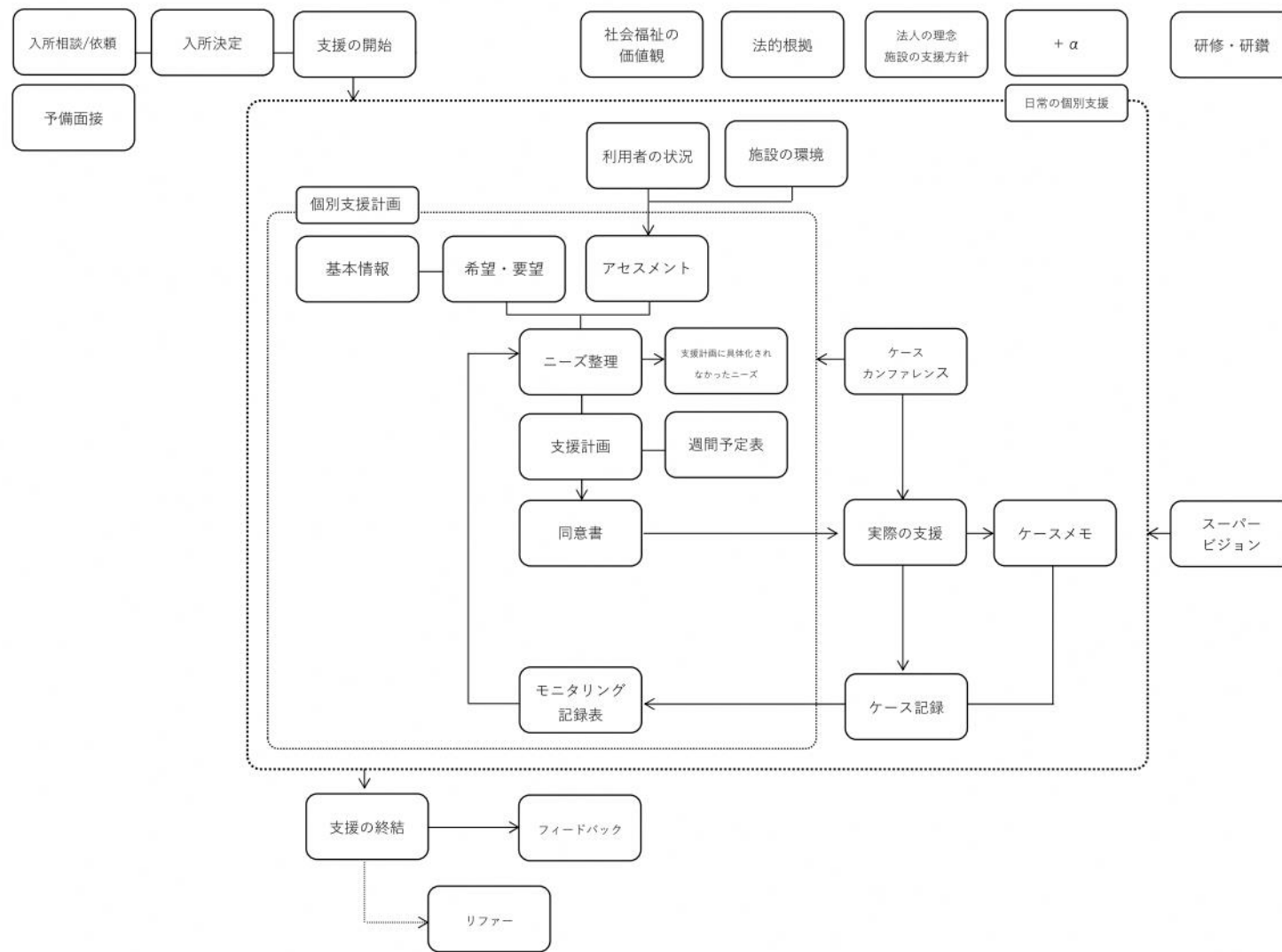
## (9) 現場の職員の力量を向上させる研修が必要

- ①利用者や地域の生活保護受給者の自立を助長するには、個別支援計画とそれに基づいた支援が必要。
- ②個別支援計画は、利用者本位であること、法律・制度の趣旨、それぞれの組織の理念や支援方針を踏まえて作成する。
- ③実際に個別支援計画を作成し支援を行う現場の職員の力量を向上させる研修が必要。

(10) スーパービジョンの実施によって「自立」に向けた個別支援をさらに効果的に行える

- ①よりよい個別支援計画の作成と支援の実施には、それを担う職員に向けたスーパービジョンが必要。
- ②現実に起こるさまざまな課題から職員を支える仕組みとしてもスーパービジョンは重要な役割。
- ③スーパーバイザーの養成、配置によって、「自立」に向けた個別支援をさらに効果的に行えるのではないか。

## 救護施設における 利用者支援の流れ



## (11) 救護施設の取り組みの評価と支援のお願い

### ①救護施設の自主的な取り組み

- ・ 救護施設はほとんどの施設で個別支援計画を作成し、これに基づいた支援を行っている。
- ・ このことによって、救護施設で行われている支援はエビデンスに基づいたものになっている。
- ・ 支援計画の作成手順も標準化が図られている。

### ②救護施設を活用したよりよい居住支援の取り組みを進めるために考えられること

- ・ 福祉事務所と救護施設の連携の仕組みを制度化する。
- ・ これに向けて個別支援計画の様式を検討しより深く連携が図られるようにする。
- ・ 保護施設通所事業の運用を柔軟化する。
- ・ 個別支援計画の作成研修を実施する。
- ・ スーパーバイザーを養成し配置する。
- ・ 保護施設通所事業の拡充による相談・訪問回数の増加などを踏まえた職員の配置加算を行う

# 救護施設における個別支援計画の 作成状況について

第18回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

社会福祉法人みなと寮  
救護施設こうせいみなと 前嶋 弘